

事務局規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「この法人」という。）の定款第52条の規定に基づき、この法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

第2条（事務局の組織）

1. この法人の事務局に、本部、部及びグループを置くことができる。
2. 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

第3条（職員）

1. 事務局に次の職員を置く
 - (1) 事務局長
 - (2) その他の職員
2. 前項の職員とは、この法人と雇用関係にある者及び出向者をいう。
3. 事務局、本部または部の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
4. 雇用、趣向、業務委託等に関する手続き、決裁に関する事項は理事長が別に定める。

第4条（事務局長）

1. 事務局長は、事務局の事務を統括する。
2. 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

第5条（その他の役職）

1. この法人は、本部長、部長、副部長、グループ長等を組織管理者として置くことができる。
2. 前項の他、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に对外呼称を定めることができる。

第6条（所掌業務）

1. 本部長は、本部の最高管理者として、それぞれの本部の所掌事務を処理する。
2. 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。
3. 副部長は、部長を補佐し、部の所掌事務を整理し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. グループ長は、グループの所轄事務を処理する。
5. その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

第7条（職員の任免と職務）

1. 職員の任免と職務の決定は、事案決裁規則による。
2. 役職の任命については、事務局長の起案により理事長が決裁により任命することができる。
3. 外部への出向に関する事項は、理事長が別に定める。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条（補則）

この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月14日から施行する。